

評価の対象

行政活動は、「政策 施策 事務・事業」という三層の構造になっており、これらが相互に「目的 手段」の関係を持ち体系を形成しています。

行政評価は、「政策評価」「施策評価」「事務事業評価」の3つに区分されます。

本市は、この度行政評価システムを構築するにあたり、特に事業効率の向上をめざすことから、予算の単位に近く、コストが把握しやすい「事務事業評価」に毎年取り組むこととします。

評価の対象項目は、本市総合計画の体系に掲げる事業を中心に、事務組織規則、予算書の中事業を含め目的体系（事務事業体系表）を設定します。

